



® 平成 29 年 1 月 20 日 (金)

No. 14366 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆海外商標制度シリーズ⑩

メキシコの商標制度の概要…………… (1)

海外商標制度シリーズ⑩

メキシコの商標制度の概要

特許業務法人 RIN IP Partners

弁理士 和田 阿佐子

1. はじめに

メキシコと日本との間では、2005年4月1日より経済連携協定(EPA)が発効しており、2015年までに関税の大部分が撤廃されました。これにより、日本企業によるメキシコへの輸出力(2015年)は発効前(2004年)の約2.0倍となり¹、2015年の直接投資額(2015年)は1,503億円となり急速に伸びているところですが、しかしながら、このEPAには知的財産に

関する保護は規定されておらず、知的財産制度の整備が期待されていたTPPも成立が困難な状況となっています。

このような状況の中、日本はAPEC知的財産権専門家会合(IPEG)を通じて、メキシコ知的財産庁との交流を図っており、特許の分野では2012年11月1日より特許審査ハイウェイ(PPH)が本格的に実施されています。



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

所長弁理士 加賀谷 剛

福島所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂
弁理士 中村 祥二*
弁理士 西尾 啓
弁理士 破魔 沙織
弁理士 堀 進*

弁理士 三田 浩章*
弁理士 山崎 隆*
弁理士 塩田 国之*
弁理士 船本 康伸*
弁理士 大橋 勇

弁理士 岡崎 浩史
弁理士 千木良 崇
弁理士 渡辺 暁*
弁理士 藤村 明彦

弁理士 吉田雅比呂
弁理士 白形由美子*
弁理士 渡辺 良幸
弁理士 宮尾 武幸

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL: <http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail: office@sato-pat.co.jp

メキシコの商標制度については、2016年8月より異議申立制度が導入され、出願から権利化までのフロー自体はそれほど特殊なものではありません。しかしながら、いわゆる「先使用权」のような未登録使用商標に与えられる保護は、一定期間「第三者による同一又は類似商標の無効審判を請求し得る」という程度の限定的なものであり、使用を開始する前には調査を行うこと並びに登録を受けておくことが極めて重要です。その一方で、先行商標との抵触関係を解消する手段が極めて限定されている点にも注意が必要です。

また、商標権侵害の一次的対応を、裁判所ではなく知的財産庁に対して求めることとなる点や、権利行使にあたっては保護される商標に事前に登録表示を付していることが求められる点も留意すべき点といえます。

このような点を中心に、今回はメキシコの商標制度についてご紹介します。

2. 基本情報

【国名】

メキシコ合衆国 (Estados Unidos Mexicanos)

【国土と人口】

国土面積は、196万平方キロメートル（日本の約5倍）。人口は、約1億2,701万人で、世界第10位²。首都は、メキシコシティ。言語は、スペイン語。

【歴史と社会問題】

1821年にスペインから独立して建国された。現在の大統領は、エンリケ・ペニャ・ニエト大統領。

米国への不法移民問題の解決が課題となっている。麻薬組織による犯罪や抗争のため治安が悪化している。

【経済】

1986年にGATT加盟。1993年にAPEC参加。1994年に北米自由貿易協定 (NAFTA) を発効。2015年の名目GDPは1兆1,443億ドルで、中南米諸国ではブラジルに次ぐ経済大国になっている。メキシコの人件費が比較的安価であるのに加え、NAFTAによる関税の減免を受けられるため、外国向けの製造拠

点としての役割を果たしてきた。

3. 法律・組織・統計等

3-1. 法律・条約等の加盟状況

メキシコは、パリ条約、ウィーン条約、ニース協定、マドリッド協定議定書、TRIPS協定に加盟している。但し、マドリッド協定議定書に関し、ライセンスの記録が効力を有しない旨を宣言している（規則第20規則の2）。

メキシコにおいて、商標は、産業財産権法 (Ley de la Propiedad Industrial) により保護される。現行産業財産権法は、1991年6月27日に公布され、2016年6月1日に改正された（2016年8月20日改正法施行）。産業財産権法は、「総則」「発明、実用新案及び意匠」「営業秘密」「商標、広告スローガン及び商号」「原産地名称」「集積回路の回路配置」「行政手続」「査察、行政上の違反及び制裁並びに犯罪」の全7部より構成される。

3-2. 組織

メキシコ知的財産庁 (Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial) (以下、「IMPI」) の全体組織図は以下の通り³。

